公開買付説明書の訂正事項分

2025年3月

シトコ・トラスティーズ(ユーティー)・リミテッド・アズ・トラスティー・オブ・スリーディー・エンデバー・マスター・ファンド- ツー

(CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND - II)

(対象者:阪急阪神リート投資法人)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】 シトコ・トラスティーズ(ユーティー)・リミテッド・アズ・トラステ

ィー・オブ・スリーディー・エンデバー・マスター・ファンド-ツー (CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER

FUND - II)

【届出者の住所又は所在地】 ケイマン諸島、KY1-1205、グランドケイマン、カマナ・ベイ、ネクサ

ス・ウェイ、私書箱31106(89 Nexus Way, Camana Bay, PO Box31106,

Grand Cayman, KY-1-1205, Cayman Islands)

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 清野訟一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル9階

祝田法律事務所

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 03-5218-2084(代表)

【事務連絡者氏名】 弁護士 奥苑直飛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、シトコ・トラスティーズ(ユーティー)・リミテッド・アズ・トラスティー・オブ・スリーディー・エンデバー・マスター・ファンド-ツー(CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND II)をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、阪急阪神リート投資法人をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本公開買付けは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき設立された投資法人である対象者の投資口(以下「対象者投資口」といいます。)を買付けの対象としています。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等の内容とは限りません。また、対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注8) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注9) 公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(それらの関連会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用のある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に、対象者投資口を自己又は顧客の勘定で取得する可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても、当該買付けを行った者のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年2月13日付けで提出した公開買付届出書(2025年2月25日付けで提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、①対象者が2025年3月19日付けで「CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND - IIによる阪急阪神リート投資法人投資口に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」を公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したこと、②上記①の事実が発生したことに伴う当該公開買付届出書の訂正届出書の提出により法第27条の8第8項の規定に従い買付け等の期間を2025年3月28日から同年4月4日まで延長することが必要になること、及び③当該公開買付届出書の添付書類である2025年2月13日付公開買付開始公告において重複している記載を削除する必要があることに伴い、訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年 大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

- I 公開買付届出書
 - 第1 公開買付要項
 - 3 買付け等の目的
 - (1) 本公開買付けの概要
 - (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
 - ② 本公開買付けの背景等
 - 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
 - (1) 買付け等の期間
 - ① 届出当初の期間
 - 8 買付け等に要する資金
 - (1) 買付け等に要する資金等
 - 10 決済の方法
 - (2) 決済の開始日
- Ⅱ 公開買付届出書の添付書類
- 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済資金等に充当するための資金を、本公開買付けの決済開始日の1営業日前である2025年3月19日までに3D0MFからの出資により調達することを予定しています。

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済資金等に充当するための資金を、本公開買付けの決済開始日の1営業日前である2025年3月19日までに3DOMFからの出資により調達することを予定しています。

本公開買付けの公表後、2025年2月25日付けで、対象者は「CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND - II による 阪急阪神リート投資法人投資口に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」(以下「対象者意見表明プレスリリース①」といいます。)を公表し、同日付けで意見表明報告書を提出しております。対象者意見表明プレスリリース①によれば、対象者は、同日開催の対象者役員会において、執行役員及び監督役員全員の一致により、同日時点において、本公開買付けに対する意見の表明を留保することを決議したとのことです。また、対象者は、同日付けの意見表明報告書において、法第27条の10第2項第2号の規定により、本公開買付けにおける公開買付期間の延長を請求したため、法27条の10第3項に基づき、本公開買付けにおける公開買付期間は2025年3月28日まで(30営業日)延長されました。

その後、2025年3月19日付けで、対象者は「CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND - II による 阪急阪神リート投資法人投資口に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」(以下「対象者意見表明プレスリリース②」といいます。)を公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書の訂正報告書を提出しました。対象者意見表明プレスリリース②によれば、対象者は、同日開催の対象者役員会において、執行役員及び監督役員全員の一致により、本公開買付けに中立の立場をとること、及び、対象者の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては投資主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

3Dらは、対象者が2025年3月19日に対象者意見表明プレスリリース②を公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」等の項目において、記載事項の一部に追記又は訂正すべき事項が生じましたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、これに伴い、法第27条の8第8項の規定に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年3月21日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年4月4日まで延長することといたしました。

- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
 - ② 本公開買付けの背景等

(訂正前)

<前略>

3Dらは、本公開買付けが純投資目的での対象者投資口の買増しを意図しており、必ずしも対象者の賛同意見・応募推奨意見が必要であるとは考えていないことから、本書提出日現在において、対象者との間で、本公開買付けについて提案、協議・交渉を実施しておらず、対象者が本公開買付けについて賛同意見・応募推奨意見を表明するか否かについては明らかではありませんが、3Dらは、本公開買付けの公表日である2025年2月12日に、本公開買付けについて対象者にご理解いただけるよう説明を行うための面談の実施を要請しました。なお、本公開買付けは、3Dらによる純投資目的での対象者投資口の買増しを意図するものであり、本書提出日現在において対象者より本公開買付けについて賛同意見・応募推奨意見を取得できる見込みについては明らかではないものの、対象者の意見の内容にかかわらず、本公開買付けを実施いたします。

(訂正後)

<前略>

3Dらは、本公開買付けが純投資目的での対象者投資口の買増しを意図しており、必ずしも対象者の賛同意見・応募推奨意見が必要であるとは考えていないことから、本書提出日現在において、対象者との間で、本公開買付けについて提案、協議・交渉を実施しておらず、対象者が本公開買付けについて賛同意見・応募推奨意見を表明するか否かについては明らかではありませんが、3Dらは、本公開買付けの公表日である2025年2月12日に、本公開買付けについて対象者にご理解いただけるよう説明を行うための面談の実施を要請しました。なお、本公開買付けは、3Dらによる純投資目的での対象者投資口の買増しを意図するものであり、本書提出日現在において対象者より本公開買付けについて賛同意見・応募推奨意見を取得できる見込みについては明らかではないものの、対象者の意見の内容にかかわらず、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けの公表後の2025年2月14日に、3Dらは、対象者の資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社の代表取締役社長である岡﨑豊茂氏らと面談し、本公開買付けの目的や本公開買付け後の方針等について説明しました。また、対象者は2025年2月25日付けでプレスリリース①を公表し、同日付けで意見表明報告書を提出するとともに、これらの書面を通じて公開買付者に対して質問を行いました。これを受けて、公開買付者は2025年3月4日付けで、対質問回答報告書を提出し、対象者の質問に対して回答いたしました。

そして、対象者意見表明プレスリリース②によれば、対象者は、2025年3月19日開催の対象者役員会において、 執行役員及び監督役員全員の一致により、本公開買付けに中立の立場をとること、及び、対象者の投資主の皆様 が本公開買付けに応募するか否かについては投資主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

その後、公開買付者は、対象者が2025年3月19日に対象者意見表明プレスリリース②を公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」等の項目において、記載事項の一部に追記又は訂正すべき事項が生じましたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、これに伴い、法第27条の8第8項の規定に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年3月21日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年4月4日まで延長することといたしました。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年2月13日(木曜日)から2025年 <u>3</u> 月 <u>13</u> 日(<u>木</u> 曜日)まで(<u>20</u> 営業日)
公告日	2025年2月13日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年2月13日(木曜日)から2025年 <u>4</u> 月 <u>4</u> 日(<u>金</u> 曜日)まで(<u>35</u> 営業日)
公告日	2025年2月13日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	13, 653, 549, 360
金銭以外の対価の種類	_
金銭以外の対価の総額	_
買付手数料(b)	27, 000, 000
その他(c)	2,000,000
合計(a)+(b)+(c)	13, 682, 549, 360

<後略>

(訂正後)

買付代金(円)(a)	13, 653, 549, 360
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	27, 000, 000
その他(c)	3,000,000
合計(a)+(b)+(c)	13, 683, 549, 360

<後略>

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年3月21日(金曜日)

(訂正後)

2025年4月11日(金曜日)

Ⅱ 公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年3月21日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年2月13日付け「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

- (2) 2025年2月13日付公開買付開始公告
 - 2. 公開買付けの内容
 - (3) 買付け等の期間
 - ① 届出当初の期間

(訂正前)

2025年2月13日(木曜日)から2025年3月13日(木曜日)まで(20営業日)

(訂正後)

2025年2月13日(木曜日)から2025年 $\underline{4}$ 月 $\underline{4}$ 日($\underline{\underline{\alpha}}$ 曜日)まで($\underline{3}5$ 営業日)

(8) 決済の開始日

(訂正前)

2025年3月21日(金曜日)

(訂正後)

2025年4月11日(金曜日)

- (11) その他買付け等の条件及び方法
 - ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

<前略>

大量に対象者外に流出することとなり、3Dらが本公開買付けの実施を決定する際に前提としていた対象者の 本源的価値が大きく毀損することになり、3Dらが本公開買付けの実施を決定する際に前提としていた対象者の 本源的価値が大きく毀損することになり、市場における対象者投資口の価格が

<後略>

(訂正後)

<前略>

大量に対象者外に流出することとなり、3Dらが本公開買付けの実施を決定する際に前提としていた対象者の本源的価値が大きく毀損することになり、市場における対象者投資口の価格が

<後略>